

第11回市民自治推進会議 資料1 (素案に係る修正等意見)

素案ページ	修正意見等	意見等の理由	提案委員
前書き	・前書き(報告にあたって)本文1行目 「推進会議」→「当推進会議」	1ページ「(1)目的」の本文の表記と統一する。	鈴木委員
	・前書き(報告にあたって)本文9行目 「令和2年」→「2020年(令和2年)」	他と表記を揃える	鈴木委員
	・「報告にあたって」の部分の最終段落の前に、新しく以下の段落を加える 「その詳細は以下に記すとおりですが、今次の評価・検討結果の柱は、市民自治推進会議による評価・検討の実効性をいっそう高めること、そしてそのためにも市自らによる点検・評価をさらに充実させること、その必要性を指摘していることにあります。」		石黒座長
	・前書き(報告にあたって) 市の取組実績の記載が多い。推進会議の活動履歴をメインに記載すべき。	推進会議としての報告書だから。	皆川委員
目次	・全体構成について (別途提案した意見の通り修正の上、)構成見出しを以下の通りに変更する。 <目次> 1. 本報告書の位置付けおよび取り纏め作業の概要 (1) 位置付け (2) 作業概要 2. 報告事項 (1) 条例第31条に基づく施策又は制度についての評価 a. 多様性に～ b. 条例の～ (2) 条例第32条に基づく条例の規定についての検討 a. 前文に～ b. 条例全体に～	記載内容が変わったため。	皆川委員
1	・1(2)施策・制度の～ (3)条例の～ 記載場所の変更。それぞれ、3ページ 2 条例第31条に～、および8ページ 3 条例第32条に～の冒頭に記載する。	その方が分かりやすい。	皆川委員
3	・2 条例第31条に基づく施策・制度の評価の結果 リード文2行目 「当面の」→「当推進会議における」?	「当面の」評価(次期推進会議まで?)でよろしいのでしょうか?	鈴木委員
	・(1)多様性に係る取り組みについて(前文) 次のとおり修正を提案します 「市では全国的にも早くから性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度を採用するなど、多様性の尊重に取り組んでいることが認められる。 2015年に国連で採択された国際目標「SDGs」では、持続可能で多様性のある社会に向けて「誰ひとり取り残さない」ことが謳われ、市も「SDGs未来都市」に選定されている。 前文の中で、「多様な価値観を認め合う」こと、「多様な人の縁」を大切にすることはうたわれているが、こうした世の中の流れを踏まえ、多様性を重視する取組みをさらに進めていくべきである。」	性的志向や性自認は生まれついでのものであり、価値観とは違います。原案のように、すでに前文で「多様な価値観を認め合う」とうたわれていることを強調する書き出しでは、現状で十分だとミスリードされる可能性があります。	武岡委員

第11回市民自治推進会議 資料1 (素案に係る修正等意見)

素案ページ	修正意見等	意見等の理由	提案委員
3	・(2)条例の認知度について 1段落目について、次のとおり修正を提案します 「条例の認知度については、すでに第3次市民自治推進会議の報告書(平成28年11月)で、周知の効果をより高める方法を検討していくべきと提言されていた。令和元年度の市民インターネットアンケート調査では条例を「知らない」との回答が約7割を占めており、認知度は依然として高まっていない。」	時系列を正確にするため	武岡委員
	・「(2)条例の認知度について」部分の3か所を以下のように変える 2行目「～推進会議の報告書で、～」を「～推進会議の報告書においても、～」に、 4行目冒頭「しかしながら」を「ただ」に、 末尾「～大事と考えられる。」を「～重要と考えられる。」に		石黒座長
	・(2)条例の認知度について 7行目 大事→大切		柴田委員
	・(2)条例の認知度について 5・6行目 「欲しい情報」→「欲しいまちづくりに関する情報」? 「参加」→「まちづくり参加」	「欲しい情報」「参加」だけですと範囲が広すぎるように感じる。	鈴木委員
	・(2)条例の認知度について 2段落目の書き方について「市民がまちづくり活動に参加しやすい環境・制度を整え、実際に参加する中で条例の認知度を高めていく」くらいの書きぶりにはいかがでしょうか	原案では条例の認知度が低くてもよいと開き直っているように読めるため	武岡委員
	・(3)市民意見の市政への反映について 3行目 「分析」→「評価指標による分析」	「分析」だけですと範囲が広すぎ、より明確になると思われる。	鈴木委員
3～7	・2(1)～(13) 各項目について、「評価結果」と「提言」に分けて記載する。	推進会議のミッションは評価であり、その点を明確に表現すべき。	皆川委員
4	・(5)市政への市民参加の推進について ②付属機関の委員について 公募委員の割合の目標値は1/3以上とする。	目標は、学識経験者、関係業団体の代表、公募市民委員それぞれ同程度の割合が妥当。	皆川委員
	・(5)市政への市民参加の推進について ③市民へのアンケートについて 1行目 「アンケート結果について」→「アンケートを実施するに当たって」		石黒座長
	・(5)市政への市民参加の推進について ③市民へのアンケートについて 1行目 「どの程度を目指すべきか」→「？」	主語がはっきりせず、何を言いたいのかがはっきり読み取れない	鈴木委員
	・(5)市政への市民参加の推進について ③市民へのアンケートについて 4行目 大事→大切		柴田委員
5	・上から5行目 「いい場合」→「よい場合」?	他と表現を揃える	鈴木委員
	・(6)青少年・子どもへの自治基本条例の啓発について 1行目 「高校生や大学生ぐらいのときに」→「小・中学校、高校生、あるいは大学生の頃より」?	会議の中でも意見で述べたが、小中高生、大学生と幅広く表現したように記憶している。また、条項も「青少年・子ども」となっていることから、高校生・大学生に限定しない方がよいと思います。	鈴木委員
	・(7)分かりやすい情報提供について 1行目「～どのようなことをやるのか～」の「やる」を「する」に変える		石黒座長

第11回市民自治推進会議 資料1 (素案に係る修正等意見)

素案ページ	修正意見等	意見等の理由	提案委員
6	・ (8)まちづくりセンターの体制について 1行目 場所→まちづくり活動の場		柴田委員
	・ (8)まちづくりセンターの体制について 「その際、NPOの運営相談など」→「その際、運営相談など」	この発言は私がした部分なのですが、当初の文脈は「NPOの運営相談は中間支援センターの専門性や経験のある相談員がいるが、まちづくりセンターでは専門の人材がおらず運営相談の対応ができないので、人材を配置してはどうか」という意味でした。(まちづくりセンターでNPOの運営相談をするという意味ではない)なので、この文章の「NPOの」という部分は削除してよいと思いました。	宮本委員
	・ 「(10)国際的な観点からの評価について」部分の3か所を以下のように変える 1行目末尾「～項目がないから」の「がないから」を「を」に 2行目真ん中前「～指摘されており」の「おり」を「いたところ」に 3行目初め「トは別途行われているが。」の「いるが」を「いるものの」に		石黒座長
	・ 「(11)評価、見直しの仕組みの改善について」①部分 3行目真ん中「～チェックを行う方法や」を「～チェックを行うという方法や」と「という」を加える		石黒座長
7	・ 「(11)評価、見直しの仕組みの改善について」②部分の以下2点 ①4行目末尾「文言の」を「明文の」に変える ②6行目末尾からの「～聴き方が足りないことを」を「～聴き方が不十分な点などを」に変える		石黒座長
	・ 「(11)評価、見直しの仕組みの改善について」②部分 4行目 「文言」→「ガイドライン等に」?	・ 「文言の形で」だけですと範囲が広すぎるように感じるため。	鈴木委員
8	・ 本文1行目冒頭 8項目について検討を行った → 検討は条例全体について行った。その結果8項目の提言を取りまとめた。	事実関係の誤り。	皆川委員
	・ 本文2行目冒頭「す必要までには至らないが、」を「す必要があるとまでは考えないが、」に変える		石黒座長
	【質問】 ・ 表2の検討結果 「現時点では見直し不要」と「見直し不要」の違いは何か?(違いがわかりません)		宮本委員
	・ (1)前文について 次の文章について、見直しを提案します。 「前文には『多様な価値観を認め合って』という文言があり、LGBTもこの中に含まれていると考えられる」	3ページ2(1)でも述べたとおり、LGBTは価値観とは違うため。条例制定時にはLGBTという言葉もなく、そうした人たちの存在も顧みられることは少なかつたため、ここに含まれているとするのは無理があると考えます	武岡委員
8～13	・ 8～13ページ 3(1)～(8) 各項目について、“提言”として簡潔にまとめた記載とする。	分かりやすい記載とするため。	皆川委員

第11回市民自治推進会議 資料1 (素案に係る修正等意見)

素案ページ	修正意見等	意見等の理由	提案委員
10	・(4)第8条について 検討事項に、「議会や議員、市長について、条例第10条、第12条、第13条で「役割及び責任」と示しているが、市民については第8条のとおり「責務」となっている。表現を統一すべきか否かについて検討を行った」というような文言を追加してはどうか？	この第8条では2つの視点（「絆」など言葉の盛り込み／役割と責務の表現の統一）について検討したので、この2つの視点ごとに「検討事項」「検討結果」「検討における議論の概要」が書かれているほうがわかりやすいと思ったから	宮本委員
	・(4)第8条について 役割と責務の適用については条例のままでよい。	市民は役目を割り当てられる立場ではないため。	皆川委員
	・(4)第8条について 検討における議論の概要 3行目「ただ、」→「しかし、」	・「しかし」の方が表現が報告書では望ましい(?)と思われるため。	鈴木委員
11	・(6)第22条について 検討事項 2行目 「市は」ではなく→「市」のみでなく		柴田委員
	・(6)第22条について 推進会議として住民投票条例の制定等について踏み込むべきではない。	住民投票条例は外国人参政権など憲法判断にも関係するデリケートなマターであるため。	皆川委員
13	・ページ上から2行目 「また、市民自治推進本部については、その位置付けを踏まえ、運用方法等について更なる改善を図るべきである。」については、もっと具体的な記述に修正していただきたいと思います。	推進会議の提言については、市が要綱で設置している市民自治推進本部で検討し、条例改正を行うかどうかについて決定しています。第3次推進会議では、条例を改正すべきと提言したものがいくつかありましたが、推進本部は改正しないという結論を出しました。そのような場合、推進会議に対してはもちろん、市民に対してもその理由をしっかりと説明していただく必要があるということを提言に盛り込むということで結論が出ていたと思います（第8回会議の最後の方です）。	武岡委員
	・「検討における議論の概要」の第2段落 「市民自治推進本部の設置は、市が決定を行うに当たっての組織内部における運用上の話であり、条例で定めるような性質のものではないと考えられる」とありますが、下線部は削除していただきたいと思っています。	会議ではいろいろな意見が出ましたが、このような結論を出してはいなかったと思います。議事録を確認しましたが、市民自治推進本部を条例に位置付けるべきという意見が私以外にも複数の意見から出ました。条例で規定すべきと提言することは見送りましたが、下線部のような結論になったわけではありません。	武岡委員

※池田委員より、以下のとおり要望をいただいている（素案に対する修正等意見はなし）。

- ・今後の自治基本条例を細かく検討していくことが大切な条例になっていくのではないかと期待している。
- ・もっと認知度を上げる努力が必要だと思うし、職員の力を信じて何かを年度ごとに目標を決め、達成できるようになってほしい。